

練馬区告示第495号

生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定により特定生産緑地を指定し、また、法第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したので、法第10条の2第4項および第10条の6第2項の規定により告示する。

令和8年9月29日

練馬区長 吉 田 健 一

記

1 指定した区域

練馬区大泉町三丁目、大泉町四丁目および大泉学園町五丁目各地内

2 指定した面積

約0.41ha

3 解除した区域

練馬区貫井五丁目、土支田一丁目、谷原一丁目、石神井台二丁目、石神井台五丁目、下石神井四丁目、東大泉六丁目、南大泉二丁目、大泉町一丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目および上石神井二丁目各地内

4 解除した面積

約2.71ha